

お知らせ

国道122号（旧道）「旧神子内橋」について、橋梁の老朽化により

平成29年7月28日（金）12：00から「車両通行止め」を実施いたします!!

国道122号(旧道) に架かる「旧神子内橋」は、架設されてから82年が経過し年々老朽化が進んでおります。

そこで県では、平成23年より車両の6 t 制限を行ってきたところです。今回以下の区間について、道路利用者の安全を確保するため、**平成29年7月28日（金）12：00 から 車両通行止めを実施**いたします。

つきましては地元関係者や通勤通学の皆様には今後、御不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



『旧神子内橋』の現状

- ・昭和9年架設（82年経過）、橋長L=46.8m、幅員W=5.5m
- 剥離鉄筋露出等の損傷が著しく進行しており、橋梁全体の機能に支障が生じている
- 現在6t以上の車両の通行を制限

問い合わせ先
日光土木事務所 0288-53-1214